『消費生活センター」をご存じですか?

よくわからないうちに、強引に商品を購入させられちゃった!

ネット通販でお金を支払ったのに、商品が全然届かない!

のお手伝いをしています。

クーリング・オフって、どうやってすればいいの!?

あれ…?これって詐欺かも!? などなど…

どうしよう!どこに相談すればいいの? と、困った経験はありませんか?

『**消費生活センター**』では、そんな消費生活に関する苦情や相談を



電話や来所で受け付けており、専門の相談員が問題解決に向けて

ひとりで悩まず、まず相談してください! 相談は無料です

【どんな相談ができるの?】

- ○商品やサービスの契約に関するトラブルの相談
- ○消費生活に関する疑問、問い合せ
- ○製品事故など生活に関わる安心・安全に関すること

【どんなことをしてくれるの?】

- ○助言・自主交渉>消費者自身が事業者と交渉して解決するためのアドバイスをします。
- ○あ っ せ ん≫消費者自身が事業者と交渉して解決することが難しい場合に、消費者と事 業者の間に入り、話し合いによる解決のための支援を行います。
- ○情報提供→消費者からの問い合せに対して情報を提供します。また、専門家の支援が 必要な場合は、適切な機関を紹介します。

相談・お問い合わせは…

駒ヶ根市消費生活センター(駒ヶ根市役所 生活環境課内)

☎ 0265-83-2377 (相談専用) 平日 8:30~17:15

【受付時間】

(土・日・祝日・年末年始は除く)

または 0265-83-2111(内線 543) FAX 0265-83-1278

